

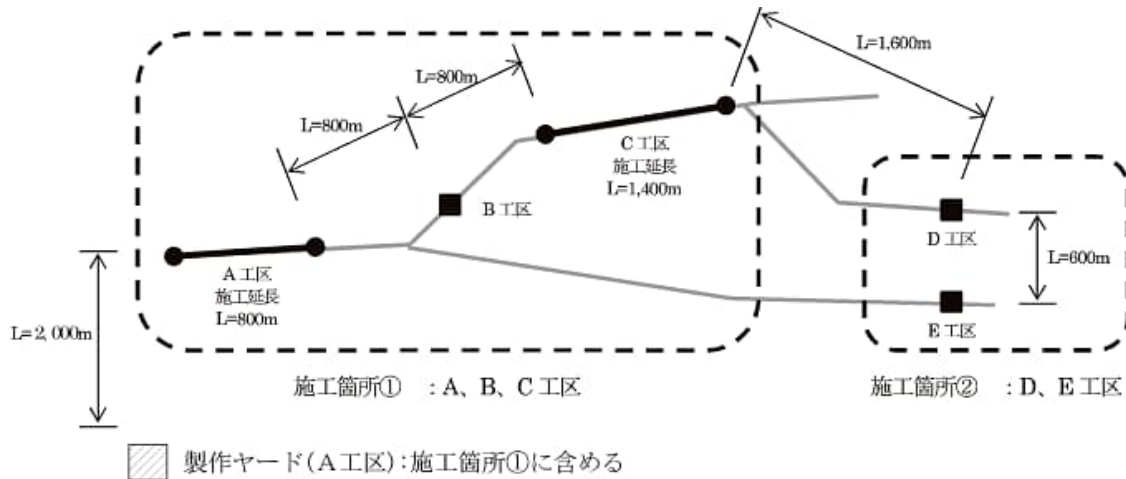
14. 施工箇所が点在する工事の積算

(1) 施工箇所について

施工箇所が点在する場合は、直線距離で1 km程度を超えて点在する範囲について、別箇所として取り扱う。

ただし、製作ヤード等については、1 km程度を越える場合でも別箇所としない。

《施工箇所が点在する工事の例》



(2) 施工規模について

直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所（上図の施工箇所①、施工箇所②）毎の数量から選択する。

なお、「施工箇所が点在する工事」で使用する市場単価の施工規模は、基準に記載の「1 工事あたりの」を「1 施工箇所あたりの」に読替えて運用する。

15. 快適トイレ設置に要する費用について

設置に要する費用等については、『建設現場に設置する「快適トイレ」の標準仕様（案）』による。

※兵庫県 HP：「まちづくり・環境」→「設計・工事」→「制度・基準」→「土木の技術管理に関すること」

16. 法定福利費

各工種区分の法定福利費の構成比は、「令和6年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について（令和6年3月14日付 国技建管第14号）（国土交通省HP参照）」による。

港湾工事4工種（港湾浚渫、港湾構造物、港湾海岸、港湾防舷材・電気防食）における法定福利費の構成比については、「87-7.「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」について、予定価格に占める法定福利費の割合（令和46年4月1日以降に入札を行う工事から適用）（国土交通省HP参照）」による。

なお、工種区分が港湾防舷材・電気防食については、港湾防舷材・電気防食区分の法定福利費構成比を採用する。

掲載頁	改訂前（訂正前）	改定後（訂正後）	適用日時																																
第2編 測量・調査等業務 2編 1節測量業務 P2-1-4	2-4 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。 別表第1 <table><tr><th>直接測量費</th><th>50万円以下</th><th>50万円を超え1億円以下</th><th>1億円を超えるもの</th></tr><tr><th>適用区分等</th><td>下記の率とする。</td><td>算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td><td>下記の率とする。</td></tr><tr><td>率または変数値</td><td>91.2%</td><td><table><tr><th>A</th><th>b</th></tr><tr><td>371.23</td><td>-0.107</td></tr></table></td><td>51.7%</td></tr></table> 対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式 $Z = A \cdot X^b$ ただし、 Z：諸経費率（単位：％） X：直接測量費（単位：円） A、b：変数値 注）諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。	直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。	率または変数値	91.2%	<table><tr><th>A</th><th>b</th></tr><tr><td>371.23</td><td>-0.107</td></tr></table>	A	b	371.23	-0.107	51.7%	2-4 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。 別表第1 <table><tr><th>直接測量費</th><th>50万円以下</th><th>50万円を超え1億円以下</th><th>1億円を超えるもの</th></tr><tr><th>適用区分等</th><td>下記の率とする。</td><td>算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td><td>下記の率とする。</td></tr><tr><td>率または変数値</td><td>95.8%</td><td><table><tr><th>A</th><th>b</th></tr><tr><td>288.50</td><td>-0.084</td></tr></table></td><td>61.4%</td></tr></table> 対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式 $Z = A \cdot X^b$ ただし、 Z：諸経費率（単位：％） X：直接測量費（単位：円） A、b：変数値 注）諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。	直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。	率または変数値	95.8%	<table><tr><th>A</th><th>b</th></tr><tr><td>288.50</td><td>-0.084</td></tr></table>	A	b	288.50	-0.084	61.4%	R7.5.1
直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの																																
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。																																
率または変数値	91.2%	<table><tr><th>A</th><th>b</th></tr><tr><td>371.23</td><td>-0.107</td></tr></table>	A	b	371.23	-0.107	51.7%																												
A	b																																		
371.23	-0.107																																		
直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの																																
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。																																
率または変数値	95.8%	<table><tr><th>A</th><th>b</th></tr><tr><td>288.50</td><td>-0.084</td></tr></table>	A	b	288.50	-0.084	61.4%																												
A	b																																		
288.50	-0.084																																		